

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（平成20年4月30日公布、平成21年4月1日ほか施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>個人県民税の控除対象となる寄附金を指定</p> <p>1 要件</p> <p>次に掲げる所得税の寄附金控除の対象となる寄附金であること。</p> <p>一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの</p> <p>特定公益増進法人（独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等）に対する寄附金</p> <p>国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金</p> <p>一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭</p> <p>特定地域雇用等促進法人に対する寄附金</p> <p>これらのうち、次のいずれかに該当する寄附金であること。</p> <p>県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金</p> <p>知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>その他これらに類する寄附金として規則で定めるもの</p> <p>2 対象寄附金の範囲</p> <p>平成20年1月1日以後に支出する寄附金について適用</p> <p>平成21年度分の個人県民税から適用</p>	
施行日	平成21年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方税法第37条の2</p> <p>道府県は、<u>所得割の納税義務者が</u>、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額をその者の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金</p> <p>(2) 住所所在の共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金で、政令で定めるもの</p> <p>(3) <u>住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの</u></p> <p>控除額の計算例（寄付者の居住する市町も同様の規定を設けている場合）</p> <p>条例で定める法人又は団体に3万円寄附した場合</p> <p>住民税（30,000円 - 5,000円）× 10% = 2,500円</p> <p style="margin-left: 400px;">〔 県民税（4%） 1,000円 〕</p> <p style="margin-left: 400px;">〔 市町村民税（6%） 1,500円 〕</p>	